独立行政法人統計センター職員給与規程

平成15年4月1日 統計センター規程第16号 最終改正 令和6年3月21日

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 給与

第1節 俸給(第6条-第13条)

第2節 諸手当(第14条-第32条)

第3章 給与の特例(第33条-第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第57条第2項の規定に基づき、独立行政法人統計センター(以下「センター」という。)の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。) その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、通則法第26条の規定により、センターの理事長が職員として任命した者(以下「職員」という。)に適用する。ただし、常時勤務を要しない職員(国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「国公法」という。)第60条の2第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。)の給与については別に定める。

(給与の支払)

- 第4条 この規程に基づく給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次の各 号の一に該当するものは、給与支払いの際に控除する。
 - (1) 法令で定めるもの
 - (2) 労基法第24条第1項ただし書きに規定する労使協定によるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合において、その者に対する給与 の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。
- 3 いかなる給与も、法律又は理事長が定めた諸規程に基づかずに職員に対して支給して はならない。
- 4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
- 5 職員が職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給されない。

(給与の区分)

- 第5条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。
- 2 諸手当は、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当、扶養手当、地域手当、 広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、超過勤務手当、 休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第 2 章 給与 第 1 節 俸給

(俸給の決定)

- 第6条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件及び職員が発揮した能力を考慮し、俸給表に定める職務の級及び号俸により決定する。
- 2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給 表に定めるところによる。
- (1) 事務職俸給表(別表第1)
- (2) 技能職俸給表(別表第2)
- (3) 専門スタッフ職俸給表(別表第3)
- (4) 審議役俸給表(別表第4)
- 3 前項第1号から第3号までの俸給表(以下「職務の級を有する俸給表」という。)を適 用する職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務 の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が 定める。
- 4 職務の級を有する俸給表を適用する職員の職務の級は、理事長が定める基準に従い決 定する。

(号俸の決定)

- 第7条 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が定める初任給の 基準に従い決定する。
- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合(職務の級を有する俸給表の適用 を受ける職員が審議役俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。)等における号俸 は、理事長が定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、次条に規定する日に、同日前において理事長が定める日以前1年間に おけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日か ら昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国公法第82条の規定による懲戒処分を受 けたことその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これら の事由を併せて考慮するものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸(事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び審議役俸給表の適用を受けるものにあっては3号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるものにあっては1号俸)とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- 5 次に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその 者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行 うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準 に従い決定するものとする。
- (1) 55歳(技能職俸給表適用職員にあっては、57歳)を超える職員(専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるものを除く。) 特に良好である場合
- (2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級又は4級であるもの次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

ア 3級 特に良好である場合

イ 4級 極めて良好である場合

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級(審議役俸給表の適用を受ける職員にあっては当 該俸給表)における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 7 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(昇給の時期)

第8条 前条第3項に規定する昇給の時期は、毎年1月1日とする。

(予算遵守の原則)

第9条 第6条第4項に規定する職員の職務の級の決定及び第7条に規定する昇給については、独立行政法人統計センター事業計画の人件費の見積り(以下「人件費見積り」という。)を考慮して行うものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員)

第10条 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該定年前再任用短時間 勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準 俸給月額のうち、第6条第4項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員 の属する職務の級に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、 休暇等に関する規程(統計センター規程第8号。以下「勤務時間等規程」とい う。)第5条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の 勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とす る。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額 をもって当該職員の俸給月額とする。

(俸給の支給日)

- 第11条 俸給の支給日は、毎月1回、その月の16日とし、その月の俸給の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。
 - (1) 16日が日曜日に当たるとき 17日 (17日が勤務時間等規程第15条第1項に 規定する休日 (以下「休日等」という。)に当たるときは、18日)
 - (2) 16日が土曜日に当たるとき 15日(15日が休日等に当たるときは、18日)
 - (3) 16日が休日等に当たるとき 17日
- 2 理事長は、特別の事情により必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず、 一の月の俸給の期間を2つの期間に振り分け、当該各期間においてそれぞれ俸給の支給

日を定め、俸給を支給することができる。

(非常時払い)

第12条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、俸給の支給日前であっても、請求の日までの俸給を日割により支給する。

(俸給の日割計算)

- 第13条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。
- 2 センターの職員から引き続き検察官又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の適用を受ける職員、通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち理事長が定めるものの職員(以下「給与法適用職員等」という。)となった者には、その発令の日の前日まで俸給を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 5 第1項から第3項までの規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間等規程第6条第4項、第6条の2第1項、第14条第1項及び第2項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 諸手当

(職責手当)

- 第14条 職責手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が定める職員に支給する。
- 2 職責手当の月額は、職の区分及び職務の級に応じ、理事長が定めた額とする。ただし、 その者の業務の成績に応じ、理事長はそれを増額し又は減額することができる。
- 3 前項に規定する月額のうち理事長が定める職の月額には、労基法第37条第4項に規 定する深夜(午後10時から午前5時までの間)における勤務に対する割増賃金相当額 を含むものとする。

(専門スタッフ職調整手当)

- 第14条の2 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして理事長が定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。
- 2 専門スタッフ職調整手当の月額は、俸給月額に100分の10を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項は、 理事長が定める。

(職務調整手当)

- 第14条の3 職務調整手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員のうち他の職員を指揮する職務の級にある職員(第14条第1項の規定に基づき職責手当の支給を受ける職員を除く。)で理事長が定める職員に支給する。
- 2 職務調整手当の月額は、職務の級に応じ、理事長が定めた額とする。ただし、その者 の業務の成績に応じ、理事長はそれを増額し又は減額することができる。
- 3 第14条第3項の規定は、職務調整手当に準用する。

(扶養手当)

- 第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び 第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父 母等」という。)に係る扶養手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 9級以上であるもの、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級 以上であるもの及び審議役俸給表の適用を受けるもの(以下「事務職9級以上職員等」 という。)に対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の 扶養を受けているものを扶養親族とする。
- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4)満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円 (事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び専門スタッフ 職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの(以下「事務職8級職員 等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶 養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 第16条 新たに職員となった者に扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級以上職員等

に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(事務職9級以上職員等にあっ ては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、事務職 9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係 るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶 養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定によ る届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたとき はその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日 の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合にお いてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員か ら事務職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定によ る届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届 出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等となった日、扶養手当を受 けている職員の扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。) で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合にお いてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の 属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の 規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、 その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属 する月)から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が 生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から その支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じ た場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係る ものがある事務職9級以上職員等が事務職9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務職8 級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職9級以上職員等以外のものが事務職9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等以外のものが事務職8級職員等となった場合
- (7)職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第17条 地域手当は、センターの所在する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当

該地域における物価等を考慮して当該地域に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 東京都新宿区 100分の20
- (2)和歌山県和歌山市 100分の6
- 3 地域手当の支給地域に所在する事務所(以下「地域手当支給事務所」という。)が特別の法律に基づく事務所の移転に関する計画その他の特別の事情による移転等をした場合において、当該移転等の直後の事務所の所在する地域に係る地域手当の支給割合(第2項各号に定める割合をいう。)が当該移転等の日の前日の事務所の所在していた地域に係る地域手当の支給割合(第2項各号に定める割合をいう。以下「移転前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該移転等の直後の事務所の所在する地域が地域手当支給地域に該当しないこととなるときは、当該移転等をした事務所で理事長が別に定めるもの(以下「特別移転事務所」という。)に在勤する職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、一定の期間、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当及び扶養手当の月額の合計額に移転前の支給割合を特別移転事務所の所在する地域に係る第2項各号に定める割合に至るまで段階的に引き下げた割合で理事長が別に定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 4 地域手当支給事務所に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は これらの職員の在勤する事務所が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日 の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合 との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。) におい て、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する 地域に係る地域手当の支給割合(第2項各号に定める割合をいう。以下この項において 「異動等後の支給割合」という。) が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地 域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が 地域手当の支給地域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職 員には、前項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割 合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前3項の規定にかかわらず、 当該異動の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に 定める割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された 場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下とな る日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給、職責手当、専門スタッフ職調 整手当、職務調整手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応 じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- (1)当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 5 給与法適用職員等であった者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第2項 第1号の地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤 することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支

給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に 定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

- 第17条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事 務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」とい う。) につき理事長が定めるところにより算定した事務所間の距離(異動等の日の前日に 在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距 離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の 住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項に おいて同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の 距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該 住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる 場合として理事長が定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を 経過する日までの間、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当及び扶 養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応 じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異 動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が 予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合と して理事長が定める場合は、この限りではない。
 - (1) 300キロメートル以上 100分の10
 - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る 異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日ま での間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更 に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動 手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初 広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異 動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広 域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときに あっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動 等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 給与法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者(任用の事情等を考慮して理事長が定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第17条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。)第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。)
- (2) 第20条(単身赴任手当)第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当 該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) に相当する額 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,00円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円 を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(通勤手当)

- 第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
 - (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその 運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関 等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機 関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単

位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第20条の2(在宅勤務等手当)第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満である職員 4,200 円
 - ウ 使用距離が片道 1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満である職員 7,10 0円
 - エ 使用距離が片道 1 5 キロメートル以上 2 0 キロメートル未満である職員 1 0,0 0 0 円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,9 00円
 - カ 使用距離が片道 2 5 キロメートル以上 3 0 キロメートル未満である職員 1 5,8 0 0 円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,7 00円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,6 00円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,4 00円
 - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,2 00円
 - サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,0 00円
 - シ 使用距離が片道 5 5 キロメートル以上 6 0 キロメートル未満である職員 2 9,8 0 0 円
 - ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の 使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月 当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、 その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,0 00円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定め る額
- 3 給与法適用職員等から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、勤務地域を異にすることとなった者のうち、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定め

るもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより 算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する 額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間 につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新 幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇 月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、そ の者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間 につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると 認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算定について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間(理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間)に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合に は、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長 が定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

(単身赴任手当)

- 第20条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が定めるところにより算定した職員 の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が定 める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交

通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額)とする。

3 給与法適用職員等であった者が引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、勤務する地域を異にすることとなった者のうち、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困離であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(在宅勤務等手当)

- 第20条の2 住居において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他理事長が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、理事長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。
- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、理事長が 定める。

(給与の減額)

- 第21条 職員が勤務しないときは、休日等(勤務時間等規程第6条第4項、第6条の2 第1項、第15条第2項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤 務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)である場合、勤務 時間等規程第19条第1項第1号から第3号までに規定する休暇(理事長が定めるもの を除く)による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、そ の勤務しない1時間につき、第25条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に規定する 勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 職員が国公法第104条の規定による兼業の許可が与えられ、その割り振られた勤務 時間の一部をさく場合は、第25条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に規定する勤 務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

- 第22条 勤務時間等規程第6条及び第6条の2に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規

- の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務 (勤務時間等規程第6条第4項、第6条の2第1項、第14条第1項及び第2項の規定 に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。)の時間及び次条第1項 に定める正規の勤務時間中に勤務した時間の合計が1箇月について60時間を超えた職 員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、 勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の17 5)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

- 第23条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正 規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条(勤務1時間 当たりの給与額の算出)に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割 合を乗じて得た額を休日給として支給する。
- 2 前条第3項において60時間を超えた職員には、その60時間を超えて正規の勤務時間中に勤務した休日等の全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

(端数計算)

第24条 第21条(給与の減額)に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第22条 (超過勤務手当)及び前条(休日給)の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務 手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第25条 第21条(給与の減額)から第23条(休日給)までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、職責手当及び職務調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。
- 2 前項に規定する1年間の起算日は、毎年4月1日とする。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 第14条 (職責手当) 第1項の規定に基づき職責手当の支給を受ける職員のうち理事長が定める職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第6条第4項、第6条の2第1項、第14条第1項又は第15条第1項の規定に基づく週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(期末手当)

- 第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日(次条及び第29条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡した職員(第33条(休職者の給与)第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額(事務職俸給表及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員で理事長が定める職にある職員(以下「特定管理職員」という。)にあっては100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3 筒月以上 5 筒月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した職員にあっては、離職し、又は死亡した日現在。)において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職俸給表又は技能職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び専門スタッフ職俸給表並びに審議役俸給表の適用を受けるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額(理事長が定める職にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該 各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止め た期末手当)は、支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国公法第82条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国公法第76条の規定により失職した職員(同法第38条第1号に該当して失職した職員を除く。)
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に 離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日 までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の一時差止め)

- 第29条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の 前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給 を一時差し止めることができる。
 - (1)離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、国公法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、 速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場 合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関 し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに 反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に 関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴を されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過し た場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、 期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すこと を妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当 該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求 については、一時差止処分は国公法第89条第1項に規定する処分と、一時差止処分を 受けた者は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の 処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(勤勉手当)

- 第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡した職員(理事長が定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、理事長が別に定める場合を除き、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- (1)前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当 基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した職員にあっては、 離職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月 額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に1 00分の102.5 (特定管理職員にあっては、100分の122.5)を 乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定管理職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及 び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月 額の合計額とする。
- 4 第27条 (期末手当) 第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。 この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第30条 (勤勉手当) 第3項」 と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条(勤勉手当)第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第30条(勤勉手当)第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは

「支給日(同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同 じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

- 第31条 第22条(超過勤務手当)及び第23条(休日給)の規定は、管理職員には適用しない。
- 2 第15条及び第16条(扶養手当)並びに第18条(住居手当)の規定は、定年前再 任用短時間勤務職員には適用しない。

(諸手当の支給方法)

第32条 諸手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

第3章 給与の特例

(休職者の給与)

- 第33条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。)により 負傷し、若しくは疾病にかかり、国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職に されたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、 広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して 休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、 地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する ことができる。
- 4 職員が国公法第79条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が国公法第79条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 国公法第79条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定がない限り、 前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第27条 (期末手当)第1項に規定する基準日前1箇月以内に離職したときは、同項の規定によ り理事長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。た だし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは、「第33条第7項」と読み替えるものとする。

(俸給の半減)

- 第34条 第21条(給与の減額)の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び 通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下 この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(理事長が定 めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算 して90日(理事長が定める場合にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないとき は、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置の係る日につき、俸給の半額を減ずる。
- 2 前項に規定するもののほか、俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が定める。

(育児休業中の給与)

- 第35条 独立行政法人統計センター育児休業等規程(統計センター規程第10号。「以下「育児休業等規程」という。)第3条第3項に規定する育児休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支給しない。
- 2 第27条 (期末手当) 第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間 (理事長が定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第30条(勤勉手当)第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の 規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の 他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、理事長が定めるところにより、 必要な調整を行うことができる。
- 5 職員が、育児休業等規程第17条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第21条(給与の減額)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第25条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 6 前5項に定めるもののほか、育児休業及び育児時間の給与に関し必要な事項は、理事 長が定める。

(育児短時間勤務職員等についての給与規程の特例)

第35条の2 育児休業等規程第10条第1項の規定による育児短時間勤務をしている職員及び育児休業等規程第15条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 00		
第7条第1項、第2項、	決定する	決定するものとし、その者の俸給月
第4項及び第5項		額は、その者の受ける号俸に応じた
		額に、勤務時間等規程第5条第1項
		ただし書の規定により定められたそ
		の者の勤務時間を同項本文に規定す
		る勤務時間で除して得た数(以下「算
		出率」という。) を乗じて得た額とす
		る
第10条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする

第19条第2項第2号	定年前再任用短時間	育児短時間勤務職員等
	勤務職員	
第22条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務
		職員等が、第1号に掲げる勤務で正
		規の勤務時間を超えてしたもののう
		ち、その勤務の時間とその勤務をし
		た日における正規の勤務時間との合
		計が7時間45分に達するまでの間
		の勤務にあっては、同条に規定する
		勤務1時間当たりの給与額に100
		分の100(その勤務が午後10時
		から翌日の午前5時までの間である
		場合には、100分の125)を乗
		じて得た額とする
第22条第3項	前項	第35条の2
第27条第4項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第27条第4項	専門スタッフ職調整手	専門スタッフ職調整手当の月額を算
第27条第5項及び第	当	出率で除して得た額
30条第3項	俸給及び専門スタッフ	俸給の月額を算出率で除して得た額
	職調整手当の月額	及び専門スタッフ職調整手当の月額
		を算出率で除して得た額
第27条第5項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
第27条第6項	理事長	育児短時間勤務職員等の勤務時間を
		考慮して理事長

(任期付短時間勤務職員についての給与規程の特例)

第35条の3 任期付短時間勤務職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

101/ 0 1 JC / 00		
第7条第1項、第2項、	決定する	決定するものとし、その者の俸給月
第4項及び第5項		額は、その者の受ける号俸に応じた
		額に、算出率を乗じて得た額とする
第19条第2項第2号	定年前再任用短時間	任期付短時間勤務職員
	勤務職員	
第22条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付児短時間
		勤務職員が、第1号に掲げる勤務で
		正規の勤務時間を超えてしたものの
		うち、その勤務の時間とその勤務を
		した日における正規の勤務時間との
		合計が7時間45分に達するまでの
		間の勤務にあっては、同条に規定す
		る勤務1時間当たりの給与額に10
		0分の100(その勤務が午後10
		時から翌日の午前5時までの間であ

		る場合には、100分の125)を 乗じて得た額とする
第22条第3項	前項	第35条の3
第31条第2項	定年前再任用短時間 勤務職員	任期付短時間勤務職員

(介護休暇及び介護時間中の給与)

- 第36条 職員が、勤務時間等規程第29条第1項に規定する介護休暇又は同規程第30条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、第21条(給与の減額)の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第25条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 前項に定めるもののほか、介護休暇及び介護時間の給与に関し必要な事項は、理事長 が定める。

(永年勤続リフレッシュ休暇中の給与)

- 第36条の2 職員が、勤務時間等規程第32条第1項に規定する永年勤続リフレッシュ 休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第21条(給与の減額)の規定にかかわらず、 その期間の勤務しない1時間につき、第25条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に 規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 前項に定めるもののほか、永年勤続リフレッシュ休暇の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(理事長が特に必要と認める場合の特別休暇の給与)

- 第36条の3 職員が、勤務時間等規程別表第5十九の項に規定する特別休暇(理事長が無給と定めるものに限る。)の承認を受けて勤務しない場合には、第21条(給与の減額)の規定にかかわらず、その給与期間に勤務しない合計時間数(端数は1時間に切り上げ)につき、第25条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 前項に定めるもののほか、前項の特別休暇の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(自己啓発等休業中の給与)

- 第37条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第3条 第1項に規定する自己啓発等休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支 給しない。
- 2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、 部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、理事長が定めるところに より、必要な調整を行うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、自己啓発等休業の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(第2号任期付研究員の給与に関する特例)

第38条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号)第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下

「第2号任期付研究員」という。)には、第2号任期付研究員俸給表(別表第5)を適用する。

- 2 理事長は、第2号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に応じて次の各 号の基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた 額に、勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間 を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- (1) 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験 に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号俸
- (2) 博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号俸
 - (3)博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号俸

(任期付研究員業績手当)

- 第39条 理事長は、前条の規定により第2号任期付研究員の俸給月額が決定された際に 期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著な研究業績を挙げたと認められる 職員には、その俸給月額に相当する額の範囲内で任期付研究員業績手当として支給する ことができる。
- 2 前条の規定による俸給月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、人件費見積りの範囲内で行わなければならないものとする。
- 3 任期付研究員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する第2号任期付研究員のうち、第2号任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間(任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の第2号任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる第2号任期付研究員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当支給細則第24条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(第2号任期付研究員における給与規程の適用除外等)

- 第40条 第6条から第8条まで、第14条から第16条まで、第18条、第26条及び 第30条の規定は、第2号任期付研究員には、適用しない。
- 2 第2号任期付研究員に対する第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

(配偶者同行休業中の給与)

- 第40条の2 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律 第78号) 第3条第1項に規定する配偶者同行休業の承認を受けている職員には、その期間中の給 与は支給しない。
- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、 部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、理事長が定めるところに

より、必要な調整を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、配偶者同行休業の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(補則)

第41条 この規程に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。 (平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第27条第2項の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」と 箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」と する。
- 3 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する第35 条第2項の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第27条の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」」とする。

(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 5 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第30条の適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。
- 6から9まで 削除

附 則(平成15年10月27日)

(施行期日)

1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第19条第2項から第8項までの改正規定、第27条第2項の改正規定及び同条第3項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切り替え等)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において別表第1及び別表第2 の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施 行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が 定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の 施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その 者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と 認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができ る。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた 号俸又は俸給月額は、改正前の規程及びこれに基づき理事長が定めるものの規定に従っ て定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 5 平成15年12月に支給する期末手当に関する第27条の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」と、「100分の140を」とあるのは「100分の125を」と、同条第3項中「100分の160」とあるのは「100分の145」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」」とする。(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 6 平成15年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定による第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。)の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - 二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07 を乗じて得た額

(補則)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、 別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成17年11月14日)

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、 平成15年7月1日から適用する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切り替え等)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において別表第1及び別表第2 の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施 行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が 定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の 施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その 者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と 認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができ る。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた 号俸又は俸給月額は、改正前の規程及びこれに基づき理事長が定めるものの規定に従っ て定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - 二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36 を乗じて得た額

(補則)

6 附則各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成18年3月20日)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員

の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に 定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているとき は、理事長が定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 切替日の前日において別表第1及び別表第2の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次号及び次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長が定める職員にあっては、理事長が定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 前項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

5 切替日の前日において別表第1及び別表第2の俸給表に定める職務の級における最高 の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、理事 長が定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の 新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとし た場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要 な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与規程及びこれに基づく初任給、昇格、昇給等の基準(平成15年4月1日理事長決定)に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(独立行政法人統計センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年11月30日)(以下この項において「改正規程」という。)附則第1項)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(独立行政法人統計センター職員給与規程(統計センター規程第16号。以下「給与規程」という。)附則第6項の事務職俸給表の適用を受ける職員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
 - 一 改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1
 - 二 前項に掲げる職員以外の職員 100分の99.34
- 9 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)

について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる ときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支 給する。

- 10 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 11 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する第27条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第27条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と改正後の給与規程附則第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

12 平成22年3月31日までの間における次表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用 については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第4項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第7条第5項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第17条第2項	100分の18	100分の18を超えない
		範囲内で理事長が定める割
		合

13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

俸		紿	Ì		表	旧	級	新	級				
					1 級		1	級					
							2	級	1	/19/X			
						3	級	2	級				
						4	級	3	級				
				5	級	5	/19/X						
事	務	職	俸	給	表	6	級	4	級				
7	サ 伤 城 倅	() 中 和 衣	7	級	5	級							
										8	級	6	級
											9	級	7
						10	級	8	級				
						11	級	9	級				
						11	孙父	10	級				
						3	級	3	級				
坩坩	技能職	職	職俸	俸給	表	4	級	J	ЛУX				
		400 件 邓口	加 仪	5	級	4	級						
						6	級	5	級				

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外 の職員の号俸の切替表 (附則第3項関係)

イ 事務職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

1 事	事務職俸給表の週用を 安	. ける 臧貝	の新方管				,				
旧	旧級										
号		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
俸	経過期間										
	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
1	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
2	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
1	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
1	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
İ	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
3	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
ļ	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
ŀ	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
4	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
1	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
ļ	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
-	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
5	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
9	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
-	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
-	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
6	6月以上9月未満	19		23		27	15		7	3	1
0	9月以上9月未満	20	43	23	19 20	28		11 12	8	4	1
	12 月以上	21	44	25		29	16 17		9		
			45	25 25	21		17	13	9	5 5	1
ļ	3月未満 3月以上6月未満	21 22	45		21	29 30		13			1
			46	26	22		18	14	10	6	2
7	6月以上9月未満 9月以上12月未満	23 24	47 48	27 28	23	31 32	19 20	15 16	11 12	7	3
ļ					24					8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
ļ	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
8	6月以上10月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
9	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
10	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
11	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
12	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
13	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
14	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
15	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
•	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
•	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
16	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
17	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
18	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
19	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
20	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
21	6月以上10月未満			83	64	87	75 76	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			

	0 1 1 1 0 1 1 1 1	0.7	0.0	0.1	70	7.5	1		
	6月以上9月未満	87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満	88	66	92	80	76			
	12月以上	89	67	93	81	77			
	3月未満	89	67	93	81				
	3月以上6月未満	90	67	94	82				
23	6月以上9月未満	91	68	95	83				
	9月以上12月未満	92	68	96	84				
	12月以上	93	69	97	85				
	3月未満	93	69	97	85				
	3月以上6月未満	94	70	98	86				
24	6月以上9月未満	95	71	99	87				
	9月以上12月未満	96	72	100	88				
	12月以上	97	73	101	89				
	3月未満	97	73	101					
	3月以上6月未満	98	73	102					
25	6月以上9月未満	99	74	103					
	9月以上12月未満	100	74	104					
	12 月以上	101	75	105					
	3月未満	101	75	105					
	3月以上6月未満	102	75	106					
26	6月以上9月未満	103	76	107					
	9月以上12月未満	104	76	108					
	12月以上	105	77	109					
	3月未満	105	77						
	3月以上6月未満	106	78						
27	6月以上9月未満	107	79						
	9月以上12月未満	108	80						
	12 月以上	109	81						
	3月未満	109	81						
	3月以上6月未満	110	82						
28	6月以上9月未満	111	83						
	9月以上12月未満	112	84						
	12 月以上	113	85						
	3月未満	113							
	3月以上6月未満	114							
29	6月以上9月未満	115							
	9月以上12月未満	116							
	12 月以上	117							
	3月未満	117							
	3月以上6月未満	118							
30	6月以上9月未満	119							
	9月以上12月未満	120							
	12月以上	121							
	3月未満	121							
	3月以上6月未満	122							
31	6月以上9月未満	123							
51	9月以上12月未満	124				-			
	12 月以上	125				-			
	3月未満	125							
	3月以上6月未満	125			1			-	
	6月以上9月未満	125							
32	9月以上12月未満	125						-	
	12 月以上	_							
	14月以上	125	1	l					

ロ 技能職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

	10 47						
10	旧級						
旧号		1 ∜71	2 1/17	2 1/17	A ∜∏.	=	G ∜∏
	(v7) 12 Han 1819	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸	経過期間						
	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
1	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
1	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12 月以上		1	1	9	1	1
	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	1 2	2	1	10	1	1
2	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
2	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12 月以上	5	5	1	13	1	1
	3月未満	5 5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
3	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
3		8	8	4			
	9月以上 12 月未満 12 月以上	9	9	5	16 17	1	1
	3月未満	9	9	5	17	1	1
		10		6		1	1
1	3月以上6月未満 6月以上9月未満		10	7	18 19	1	1
4	9月以上12月未満	11 12	11 12	8	20	1	1
	12 月以上 12 月末個					1	1
		13	13	9	21	1	1
	3月未満 3月以上6月未満	13	13	9	21 22	1	1
_		14	14	10		2	1
5	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12 月以上 3 月未満	17 17	17	13 13	25 25	5 5	1
	3月以上6月未満		17				1 2
6	6月以上9月未満	18	18	14	26 27	6 7	3
0		19 20	19	15	28		
	9月以上12月未満 12月以上	21	20 21	16 17	29	9	<u>4</u> 5
	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
7	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
1	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12 月以上	25	25	21	33	13	9
	3月未満	25 25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	13	10
8	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
0	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12 月以上	29	29	25	37	17	13
	3月未満	29	29	25	37	17	13
		30	30	26			
9	3月以上6月未満 6月以上9月未満	31	30	27	38 39	18 19	14 15
9	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12 月以上 12 月米価	33	33	29		20	16
		33		29	41		
	3月未満 3月以上6月未満	34	33 34	30	41 42	21 22	17 18
10		35	35	31			
10	6月以上9月未満 9月以上12月未満	36	36	31	43	23 24	19 20
				33	44		20
	12月以上	37	37	33	45 45	25 25	21
11	3月未満	37	37		45	25	
L	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22

	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12 月以上	41	41	37	49	29	25
	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
12	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
12	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12 月以上	45	45	41	53	33	29
	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
13	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
10	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12 月以上	49	49	45	57	37	33
	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
14	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
17	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12 月以上	53	53	49	61	41	37
	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
15	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
10	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12 月以上	57	57	53	65	45	41
	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
16	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
10	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12 月以上	61	61	57	69	49	45
	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
17	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
1	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12 月以上	65	65	61	73	53	49
	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
18	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12 月以上	69	69	65	77	57	53
	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
19	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12 月以上	73	73	67	81	61	57
	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
20	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12 月以上	77	77	69	85	65	61
	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
21	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12 月以上	81	81	73	89	69	65
	3月未満	81	81	73	89	69	65
00	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
22	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
		•	•	•	•		

3月末端 85 85 75 93 73 69		12 月以上	85	85	75	93	73	69
5月以上9月未満 87 87 76 95 75 69 9月以上12月末満 88 88 76 96 76 69 3月以上 89 89 77 97 77 69 3月以上6月未満 99 89 77 97 77 3月以上6月未満 90 90 77 98 78 9月以上12月末満 91 91 78 99 79 9月以上12月末満 92 92 78 100 80 12月以上 93 93 79 101 81 3月以上6月末満 94 94 79 102 82 5月以上9月末満 96 96 80 103 83 3月以上6月末満 97 97 81 105 85 3月以上6月末満 98 98 82 106 86 12月以上 97 97 81 105 85 12月以上月末満 99 99 83 107 87 3月以上6月末満 101 101 85 109 89 12月以上月末満 103 103 86 111 91 9月以上12月末満 104 104 86 112 92 12月以上月末満 105 105 87 113 93 3月以上6月末満 106 106 87 114 9月以上1月末満 107 107 88 116 9月以上1月末満 108 109 109 89 117 3月以上6月末満 109 109 89 117 3月以上6月末満 101 101 101 101 101 3月以上6月末満 106 106 87 113 93 3月以上6月末満 107 107 88 116 12月以上 117 117 117 118 12月以上 117 117 117 118 12月以上 117 117 117 118 12月以上 117 117 117 125 12月以上 12月末満 119 119 119 12月以上 12月末満 119 119 119 12月以上 12月末満 111 1		3月未満	85	85	75	93	73	69
9月以上12月末満 88 88 76 96 76 69 12月以上 89 89 77 97 77 69 3月末清 39 89 77 97 77 69 3月以上6月末満 90 90 77 98 78 4 6月以上9月末満 91 91 78 99 79 9月以上12月末満 92 92 78 100 80 12月以上 93 93 79 101 81 3月以上6月末満 93 93 79 101 81 3月以上6月末満 94 94 79 102 82 6月以上9月末満 96 96 80 104 84 12月以上 97 97 81 105 85 9月以上12月末満 97 97 81 105 85 3月以上6月末満 97 97 81 105 85 3月以上6月末満 97 97 81 105 85 3月以上6月末満 99 99 88 82 106 86 6月以上9月末満 100 100 84 108 88 101 12月以上 101 101 85 109 89 3月以上6月末満 101 101 85 109 89 3月以上6月末満 102 102 85 110 90 3月以上6月末満 104 104 86 112 92 1月以上 105 105 87 113 93 3月以上6月末満 106 106 87 114 91 12月以上 106 106 87 114 91 12月以上 109 109 89 117 91 12月以上 119月末満 109 109 89 117 91 12月以上 119月末満 109 109 89 117 91 12月以上 12月末満 109 109 89 117 91 12月以上 119月 119 91 12月以上 119月 119 91 12月以上 110 110 90 118 91 12月以上 111 111 91 119 91 12月以上 112月以上 112 92 120 121 121 91 12月以上 113 113 93 121 121 121 121 91 12月以上 117 117 95 125 121 121 121 121 121 121 121 121 12		3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
9月以上12月未満 58	23	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
12月以上 89 89 77 97 77 69			88	88	76	96	76	69
3月末満 89 89 77 97 77	•		89	89		97	77	69
3月以上6月未満 99 90 90 77 98 78				-		97		
24 6月以上9月末満 91 91 78 99 79	·					98		
9月以上12月未満 92 92 78 100 80 12月以上 93 93 79 101 81 3月末満 94 94 79 102 82 6月以上9月未満 95 95 80 103 83 9月以上12月未満 96 96 80 104 84 12月以上 97 97 81 105 85 3月上6月未満 98 98 82 106 86 6月以上6月未満 99 99 83 107 87 9月以上12月未満 100 100 84 108 88 12月以上 101 101 85 109 89 3月末満 101 101 85 109 89 47 6月以上12月末満 102 102 85 110 90 47 6月以上12月末満 103 103 86 111 91 47 9月以上12月末満 104 104 86 112 92	24		91	91		99		
12月以上 93 93 79 101 81	•		92	92		100		
3月未満 93 93 79 101 81				-				
3月以上6月未満 94 94 79 102 82 9月以上12月未満 95 95 80 103 83 9月以上12月未満 96 96 80 104 84 12月以上 9月未満 97 97 81 105 85 3月以上6月未満 98 98 82 106 86 6月以上9月未満 100 100 84 108 88 107 87 9月以上12月未満 100 100 84 108 88 107 87 9月以上12月未満 100 100 84 108 88 107 87 9月以上12月未満 100 101 85 109 89 109 89 109 89 117 113 9月以上12月未満 104 104 86 112 92 12月以上 105 105 87 113 93 12月以上 105 106 87 114 12月以上 109 109 89 117 13月以上6月未満 108 108 88 116 12月以上 109 109 89 117 13月以上6月未満 108 108 88 116 12月以上 109 109 89 117 13月以上6月未満 108 108 88 116 12月以上 109 109 89 117 13月以上6月未満 109 109 89 117 13月以上6月未満 101 101 101 90 118 12月以上 119 119 119 91 19月以上12月未満 108 108 88 116 12月以上 119 119 119 119 119 119 119 119 119								
25 6月以上9月未満 96 96 80 103 83 12月以上12月未満 96 96 80 104 84 12月以上 97 97 81 105 85 3月末満 98 98 82 106 86 6月以上9月末満 99 99 83 107 87 9月以上12月末満 100 100 84 108 88 12月以上 101 101 85 109 89 3月末満 101 101 85 109 89 3月上6月末満 102 102 85 110 90 27 6月以上9月末満 103 103 86 111 91 9月以上12月末満 104 104 86 112 92 12月以上 105 105 87 113 93 3月末満 106 106 87 113 93 3月上12月末満 106 106 87 114 44 6月以上9月末満 107 107 88 115 12月以上12月末満 108 108 88 116 12月以上12月末満 109 109 89 117 3月以上6月末満 110 110 90 18 12月以上12月末満 112 112 12 12 12月以上 111 111 111 111								
9月以上12月未満 96 96 80 104 84 12月以上 97 97 81 105 85 3月末満満 97 97 81 105 85 3月以上6月末満 98 98 82 106 86 6月以上9月末満 99 99 83 107 87 9月以上12月末満 100 100 84 108 88 12月以上 101 101 85 109 89 3月末満満 101 101 85 109 89 3月以上6月末満 102 102 85 110 90 27 6月以上9月末満 104 104 86 111 91 9月以上12月末満 105 105 87 113 93 3月末未満 105 105 87 113 93 3月末未満 105 105 87 113 93 3月以上6月末満 106 106 87 114 10 4月以上9月末満 107 107 88 116 116 10 12月以上 109 109 89 117 117 117 117 3月末満 109 109 89 <td< td=""><td>25</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	25							
12月以上 97 97 81 105 85 3月末満 97 97 81 105 85 85 3月末満 98 98 82 106 86 86 86 87 87 97 81 105 85 85 85 87 87 97 81 105 85 85 85 87 87 97 81 105 85 85 87 87 97 87 97 81 106 86 86 87 97 97 83 107 87 87 97 97 97 83 107 87 87 97 97 97 97 97 9								
3月末満 97 97 81 105 85 3月以上6月末満 98 98 98 82 106 86 3月以上9月末満 99 99 99 83 107 87 9月以上12月末満 100 100 84 108 88 12月以上 12月末満 101 101 85 109 89 3月末満 101 101 85 109 89 3月以上6月末満 102 102 85 110 90 89 3月以上6月末満 103 103 86 111 91 9月以上12月末満 104 104 86 112 92 12月以上 105 105 87 113 93 3月末満 106 106 87 113 93 3月末満 107 107 88 115 9月以上12月末満 108 108 88 116 12月以上 109 109 89 117 3月以上6月末満 109 109 89 117 3月以上6月末満 110 110 90 118 9月以上12月末満 108 108 88 116 12月以上 110 100 100 89 117 3月以上6月末満 110 110 90 118 12月以上 1月末満 110 110 90 118 12月以上12月末満 112 112 92 120 12月以上12月末満 113 113 93 121 13月末満 3月以上6月末満 114 114 93 122 12月以上12月末満 115 115 94 123 12月以上12月末満 116 116 94 124 12月以上12月末満 117 117 95 125 3月末満 119 119 9月以上12月末満 110 110 96 127 12月以上12月末満 112 117 95 125 3月末満 117 117 95 125 3月末満 118 118 118 95 126 3月末満 119 119 96 127 12月以上12月末満 112 121 97 129 12月以上12月末満 112 121 97 129 12月以上12月末満 121 121 122 121 123 121 131 131 131 131 131 131 131 131 131								
3月以上6月末満 98 98 82 106 86 6月以上9月末満 99 99 99 83 107 87 9月以上12月末満 100 100 84 108 88 12月以上 101 101 85 109 89 3月末満 101 101 85 109 89 3月末満 102 102 85 110 90 12月以上9月末満 103 103 86 111 91 9月以上12月末満 104 104 86 112 92 12月以上 105 105 87 113 93 3月末満 106 106 87 114 3月以上6月末満 107 107 88 115 9月以上12月末満 108 108 88 116 12月以上 109 109 89 117 3月末満 109 109 89 117 3月末満 110 111 111 91 119 9月以上12月末満 111 111 91 119 9月以上1月末満 112 112 92 120 12月以上 113 113 93 121 3月末満 113 113 93 121 3月末満 115 115 94 123 9月以上12月末満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月末満 117 117 95 125 3月末満 121 121 121 3月月以上6月末満 118 118 118 95 126 6月以上9月末満 119 119 96 127 9月以上12月末満 120 120 96 128 12月以上 12月末満 120 120 96 128 12月以上 12月末満 120 120 96 128 12月以上12月末満 121 121 121 3月月以上6月末満 121 121 121 3月月以上6月末満 121 121 121 3月月以上月末満 120 120 96 128 3月末満 121 121 121 3月月以上6月末満 121 121 121 3月月以上6月末満 121 121 122 3月月以上12月末満 121 121 3月月以上12月末満 121 121 3月月以上12月末満 121 121 3月月以上12月末満 121 122 3月以上12月末満 121 123 3月以上12月末満 121 122 3月以上12月末満 121 122 3月以上12月末満 121 123 3月以上12月末満 121 123 3月以上12月末満 121 123 3月以上12月末満								
26 6月以上9月未満 99 99 83 107 87 9月以上12月末満 100 100 84 108 88 12月以上 101 101 85 109 89 3月末満 102 102 85 110 90 6月以上9月末満 103 103 86 111 91 9月以上12月末満 104 104 86 112 92 12月以上 105 105 87 113 93 3月末満 106 106 87 114 108 108 108 88 115 119 119 109 89 117 3月以上6月末満 109 109 89 117 3月末満 109 109 89 117 3月以上6月末満 110 110 90 118 6月以上9月末満 111 111 91 119 9月以上12月末満 112 112 92 120 12月以上 113 113 93 121 12月以上 114 114 93 122 10月以上9月末満 115 115 94 123 3月末満 117 117 95 125 3月末満 117 117 95 125 3月末満 118 118 118 95 126 12月以上 12月末満 119 119 96 127 12月以上 12月末満 119 119 96 127 3月末満 121 121 121 121 121 3月月以上6月末満 121 122 31 31 3月以上6月末満 117 117 95 125 3月末満 117 117 95 125 3月末満 121 121 121 121 121 3月月以上6月末満 121 122 31 31 3月以上6月末満 121 122 31 31 3月以上6月末満 121 122 31 31 3月以上6月末満 121 122 31 31 3月以上12月末満 121 122 31 31 3月以上6月末満 121 122 31 31 3月以上6月末満 121 122 31 31 31 31 31 3月以上6月末満 121 122 31 31 31 31 31								
9月以上12月未満 100 100 84 108 88 12月以上 101 101 85 109 89 3月末満 101 101 85 109 89 3月以上6月末満 102 102 85 110 90 6月以上9月末満 103 103 86 111 91 9月以上12月末満 105 105 87 113 93 3月末満 105 105 87 113 93 3月末満 106 106 87 114 104 104 104 104 104 104 86 112 92 112 112 92 112 112 92 113 13 93 103 103 103 103 103 103 103 103 103 103 104 86 111 91 91 99 117 113 113 113 93 112 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 93 121 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 <td< td=""><td>26</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	26							
12 月以上 101 101 85 109 89 3 月未満 101 101 85 109 89 3 月以上6月未満 102 102 85 110 90 6 月以上9月未満 103 103 86 111 91 9月以上12月未満 104 104 86 112 92 12月以上 105 105 87 113 93 3月末満 106 106 87 114 6月以上9月未満 107 107 88 115 9月以上12月末満 109 109 89 117 3月未満 109 109 89 117 3月上12月末満 110 110 90 118 6月以上9月未満 111 111 91 119 9月以上12月未満 112 112 92 120 12月以上6月未満 114 114 93 121 3月以上6月未満 114 114 93 122 3月以上12月未満 116 116 94 124								
3月末満 101 101 85 109 89 3 100 100 101 85 110 90 6 101 101 90 100 101 101 90 101 101 90 101 101	·							
3月以上6月未満 102 102 85 110 90 6月以上9月未満 103 103 86 111 91 9月以上12月未満 104 104 86 112 92 12月以上 105 105 87 113 93 114 144 144 144 144 144 144 12月以上 12月以上 105 106 87 114 115 115 12月以上 109 109 89 117 117 117 125 125 128 128 116 116 116 116 117 117 128		I .						
27 6月以上9月未満 103 103 86 111 91 9月以上12月未満 104 104 86 112 92 12月以上 105 105 87 113 93 3月未満 106 106 87 114 3月以上6月未満 106 106 87 114 6月以上9月未満 106 106 87 114 9月以上12月未満 108 108 88 116 12月以上 109 109 89 117 3月未満 109 109 89 117 3月未満 109 109 89 117 3月以上6月未満 110 110 90 118 9月以上12月未満 112 112 92 120 12月以上 113 113 93 121 3月未満 113 113 93 121 3月上10月以上6月未満 114 114 93 122 3月以上6月未満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月以上6月未満 118 118 95 125 3月以上6月未満 119 119 96 127 9月以上12月未								
9月以上12月未満 104 104 86 112 92 12月以上 105 105 87 113 93 3月未満 105 105 87 113 3月未満 106 106 87 114 28 6月以上9月未満 107 107 88 115 9月以上12月未満 108 108 88 116 12月以上 109 109 89 117 3月未満 109 109 89 117 3月以上6月未満 110 110 90 118 9月以上12月未満 110 110 90 118 12月以上月未満 112 112 92 120 12月以上 113 113 93 121 3月未満 113 113 93 121 3月未満 113 113 93 121 3月未満 114 114 93 122 3月以上12月未満 115 115 94 123 9月以上12月未満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月未満 119 119 96 127 3月以上12月未満 120 <t< td=""><td>27</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	27							
12 月以上 105 105 87 113 93 3月末満 106 105 87 113 3月以上6月末満 106 106 87 114 114 114 114 114 114 114 115 125 126 12月末満 118 118 118 118 118 118 118 118 118 118 118 118 118 118 118 12月末満 119 119 129 120 12月末満 110								
3月末満 105 105 87 113 3月以上6月末満 106 106 87 114 114 114 124 124 12月以上 121 12	•							
28 3月以上6月未満 106 87 114 6月以上9月未満 107 107 88 115 9月以上12月未満 108 108 88 116 12月以上 109 109 89 117 3月未満 109 109 89 117 3月以上6月未満 110 110 90 118 6月以上9月未満 111 111 91 119 9月以上12月未満 112 112 92 120 12月以上 113 113 93 121 3月未満 113 113 93 121 3月以上6月未満 114 114 93 122 3月以上6月未満 114 114 93 122 30 6月以上9月未満 115 115 94 123 9月以上12月未満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月以上6月未満 118 118 195 126 3月以上9月未満 120 120 96 128 12月以上9月未満 121 121 97 129 3月末満 121 122 123 9月以上9月未満 121 124 126 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
28 6月以上9月未満 9月以上12月未満 108 107 107 88 115 9月以上12月未満 12月以上 3月末満 109 109 89 117 3月末満 109 109 89 117 3月以上6月未満 110 110 90 118 6月以上9月未満 111 111 91 119 9月以上12月未満 12月以上 12月以上 12月以上19月未満 115 113 113 93 121 3月未満 115 115 115 94 123 9月以上12月未満 12月以上 12月以上 117 117 95 125 3月未満 3月以上6月未満 118 118 118 96 127 9月以上12月未満 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月 12日 12日 12日 12日 12日 12日 12日 12日 12日 12日								
9月以上12月未満 12月以上 108 108 88 116 12月以上 3月未満 109 109 89 117 3月未満 3月以上6月未満 111 110 90 118 9月以上12月未満 112 112 92 120 12月以上 12月以上 12月以上 13 113 113 93 121 3月未満 3月以上6月未満 114 114 93 122 4月以上9月未満 115 115 115 94 123 9月以上12月未満 12月以上 12月以上 117 117 95 125 3月末満 3月以上6月未満 118 118 118 96 127 9月以上12月未満 12月以上 12月以上 121 121 96 128 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月 12日 124 129 3月未満 3月以上6月未満 121 121 123 126 3月以上6月未満 3月以上6月未満 121 121 123 124 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月以上 12月 121 124 12月以上6月未満 3月以上6月未満 12月末満 12日 126 127 9月以上12月未満 9月以上12月未満 127 128	28							
12月以上 109 109 89 117 3月末満 109 109 89 117 3月以上6月末満 110 110 90 118 6月以上9月末満 111 111 91 119 9月以上12月末満 112 112 92 120 12月以上 113 113 93 121 3月末満 113 113 93 121 3月末満 114 114 93 122 3月以上6月末満 115 115 94 123 9月以上12月末満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月末満 117 117 95 125 3月以上6月末満 118 118 95 126 6月以上9月末満 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月末満 121 122 3月以上6月末満 121 123 126 3月以上12月末満 121 124 125 3月以上6月末満 121 125 126 3月以上6月末満 126 126 126 3月以上6月末満 126 126 127 9月以	•							
29 3月未満 109 109 89 117 3月以上6月未満 110 110 90 118 6月以上9月未満 111 111 91 119 9月以上12月未満 112 112 92 120 12月以上 113 113 93 121 3月未満 113 113 93 121 3月末満 114 114 93 122 30 6月以上9月未満 115 115 94 123 9月以上12月未満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月未満 117 117 95 125 3月以上6月未満 118 118 95 126 6月以上9月未満 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月未満 121 122 121 3月以上6月未満 121 122 123 9月以上12月未満 121 125 126 3月次上6月未満 121 125 125 3月未満 125 126 127 9月以上7月未満 126 126 127 3月、大 126 127 128 <td>•</td> <td></td> <td>109</td> <td>109</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	•		109	109				
29 6月以上9月未満 111 111 91 119 9月以上12月未満 112 112 92 120 12月以上 113 113 93 121 3月未満 113 113 93 121 3月以上6月未満 114 114 93 122 6月以上9月未満 115 115 94 123 9月以上12月未満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月未満 117 117 95 125 3月以上6月未満 118 118 96 127 9月以上12月未満 120 96 128 12月以上 121 121 129 3月未満 121 121 129 3月以上6月未満 121 123 129 3月以上12月未満 121 124 124 12月以上 121 125 125 3月以上6月未満 121 125 125 3月以上12月未満 126 125 125 3月以上6月未満 126 125 126 3月以上7月未満 126 127 129 3月以上6月未満 126 127 129 3月以上7日末満 1			109	109	89	117		
9月以上12月未満 112 112 92 120 12月以上 113 113 93 121 3月末満 113 113 93 121 3月以上6月未満 114 114 93 122 6月以上9月未満 115 115 94 123 9月以上12月未満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月末満 117 117 95 125 3月以上6月未満 118 118 95 126 6月以上9月未満 120 96 127 9月以上12月未満 121 121 97 129 3月未満 121 122 123 9月以上6月未満 121 123 99 127 9月以上12月未満 121 123 9月以上12月未満 12月以上 121 125 121 3月未満 121 125 126 3月以上6月未満 125 126 127 9月以上12月未満 126 127 128		3月以上6月未満	110	110	90	118		
12月以上 113 113 93 121 3月末満 113 113 93 121 3月以上6月末満 114 114 93 122 6月以上9月末満 115 115 94 123 9月以上12月末満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月末満 117 117 95 125 3月以上6月末満 118 118 95 126 6月以上9月末満 120 96 127 9月以上12月末満 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月末満 121 122 123 9月以上6月末満 121 123 129 3月末満 121 123 124 12月以上 121 125 126 3月末満 121 125 126 3月末満 126 127 129 3月末満 126 127 129 3月末満 121 125 126 3月以上6月末満 125 126 127 9月以上12月末満 126 127 128 3月以上12月末満 126 127 128 <tr< td=""><td>29</td><td>6月以上9月未満</td><td>111</td><td>111</td><td>91</td><td>119</td><td></td><td></td></tr<>	29	6月以上9月未満	111	111	91	119		
12月以上 113 113 93 121 3月末満 113 113 93 121 3月以上6月末満 114 114 93 122 6月以上9月末満 115 115 94 123 9月以上12月末満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月末満 117 117 95 125 3月以上6月末満 118 118 95 126 6月以上9月末満 120 96 127 9月以上12月末満 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月末満 121 122 123 9月以上6月末満 121 123 129 3月末満 121 123 124 12月以上 121 125 126 3月末満 121 125 126 3月末満 126 127 129 3月末満 126 127 129 3月末満 121 125 126 3月以上6月末満 125 126 127 9月以上12月末満 126 127 128 3月以上12月末満 126 127 128 <tr< td=""><td></td><td>9月以上12月未満</td><td>112</td><td>112</td><td>92</td><td>120</td><td></td><td></td></tr<>		9月以上12月未満	112	112	92	120		
3月未満 113 113 93 121 3月以上6月未満 114 114 93 122 6月以上9月未満 115 115 94 123 9月以上12月未満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月未満 117 117 95 125 3月以上6月未満 118 118 95 126 3月以上9月未満 119 119 96 127 9月以上12月未満 120 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月未満 121 121 121 3月以上6月未満 121 122 3月以上12月未満 121 123 9月以上12月未満 121 125 3月未満 125 125 3月以上6月未満 126 126 3月未満 126 127 9月以上9月未満 127 128				-				
3月以上6月未満 114 114 93 122 30 6月以上9月未満 115 115 94 123 9月以上12月未満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月未満 117 117 95 125 3月以上6月未満 118 118 95 126 3月以上9月未満 119 96 127 9月以上12月未満 120 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月未満 121 122 3月以上6月未満 121 123 9月以上12月未満 121 124 12月以上 121 125 3月未満 125 125 3月未満 126 3月未満 126 3月以上6月未満 126 3月以上9月未満 127 9月以上12月未満 127 9月以上12月未満 127 9月以上12月未満 128		3月未満	113	113	93	121		
9月以上12月未満 116 116 94 124 12月以上 117 117 95 125 3月未満 117 117 95 125 3月以上6月未満 118 118 95 126 3月以上9月未満 119 119 96 127 9月以上12月未満 120 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月未満 121 122 123 9月以上12月未満 121 123 124 12月以上 121 125 125 3月未満 125 125 126 3月以上6月未満 126 127 9月以上12月未満 127 128			114	114	93	122		
12 月以上 117 117 95 125 3月未満 117 117 95 125 3月以上6月未満 118 118 95 126 6月以上9月未満 119 96 127 9月以上12月未満 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月未満 121 121 129 3月以上6月未満 121 122 129 9月以上12月未満 121 123 124 12月以上 121 125 125 3月未満 125 126 3月以上6月未満 126 126 3月以上9月未満 127 128	30	6月以上9月未満	115	115	94	123		
12 月以上 117 117 95 125 3月未満 117 117 95 125 3月以上6月未満 118 118 95 126 6月以上9月未満 119 96 127 9月以上12月未満 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月未満 121 121 129 3月以上6月未満 121 122 129 9月以上12月未満 121 123 124 12月以上 121 125 125 3月未満 125 126 3月以上6月未満 126 126 3月以上9月未満 127 128			116	116	94	124		
31 3月以上6月未満 118 118 95 126 6月以上9月未満 119 96 127 9月以上12月未満 120 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月未満 121 121 122 3月以上6月未満 121 123 124 9月以上12月未満 121 125 125 3月未満 125 3月以上6月未満 126 3月以上9月未満 127 9月以上12月未満 128		12 月以上	117	117	95	125		
31 6月以上9月未満 119 96 127 9月以上12月未満 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月未満 121 121 121 3月以上6月未満 121 122 123 9月以上12月未満 121 124 125 12月以上 121 125 126 3月未満 126 127 128 3月以上6月未満 126 127 128		3月未満	117	117	95	125		
9月以上12月未満 120 96 128 12月以上 121 121 97 129 3月未満 121 121 121 3月以上6月未満 121 122 6月以上9月未満 121 123 9月以上12月未満 121 124 12月以上 121 125 3月未満 125 3月以上6月未満 126 6月以上9月未満 127 9月以上12月未満 128		3月以上6月未満	118	118	95	126		
12月以上 121 121 97 129 3月未満 121 121 121 3月以上6月未満 121 122 6月以上9月未満 121 123 9月以上12月未満 121 124 12月以上 121 125 3月未満 125 3月以上6月未満 126 6月以上9月未満 127 9月以上12月未満 128	31	6月以上9月未満	119	119	96	127		
3月未満 121 121 3月以上6月未満 121 122 6月以上9月未満 121 123 9月以上12月未満 121 124 12月以上 121 125 3月未満 125 3月以上6月未満 3月以上9月未満 127 9月以上12月未満 128		9月以上12月未満	120	120	96	128		
3月以上6月未満 121 122 6月以上9月未満 121 123 9月以上12月未満 121 124 12月以上 121 125 3月未満 125 3月以上6月未満 126 6月以上9月未満 127 9月以上12月未満 128		12 月以上	121	121	97	129		
32 6月以上9月未満 121 123 9月以上12月未満 121 124 12月以上 121 125 3月未満 125 3月以上6月未満 126 9月以上12月未満 128		3月未満	121	121				
9月以上 12月未満 121 124 12月以上 121 125 3月未満 125 3月以上 6月未満 126 6月以上 9月未満 127 9月以上 12月未満 128		3月以上6月未満	121	122				
12 月以上 121 125 3 月未満 125 3 月以上 6 月未満 126 33 6 月以上 9 月未満 127 9 月以上 12 月未満 128	32	6月以上9月未満	121	123				
3月未満 125 3月以上6月未満 126 33 6月以上9月未満 127 9月以上12月未満 128		9月以上12月未満	121	124				
3月以上6月未満 126 6月以上9月未満 127 9月以上12月未満 128		12 月以上	121	125				
33 6月以上9月未満 127 9月以上12月未満 128		3月未満		125				
9月以上12月未満 128		3月以上6月未満		126				
	33			127				
12 目以上 129				128				
14/18/1		12 月以上		129				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級 である職員の号俸の切替表(附則第3項関係)

ΙП	新級	の切替表(附則第3項関係)	
旧日	和 椒	0 47	1.0 47
号		9 級	10級
俸	経過期間		
	3月未満	1	1
1	3月以上6月未満	1	1
1 1	6月以上9月未満	1	1
1 1	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
-	3月未満	1	1
ł -			
_	3月以上6月未満	1	1
2	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
1 1	3月以上6月未満	1	1
3	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
1 -			
\vdash	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
4	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
1 1	12 月以上	1	1
	3月未満	1	1
1	3月以上6月未満	1	1
5	6月以上9月未満	1	
5			1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1
] [3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
6	6月以上9月未満	1	1
1 1	9月以上12月未満	1	1
1 -	12月以上	1	1
	3月未満		1
		1	
	3月以上6月未満	2	1
7	6月以上9月未満	3	1
ļ [9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
	3月未満	5	1
1 [3月以上6月未満	6	1
8	6月以上9月未満	7	1
~ }	9月以上12月未満	8	1
}	12 月以上 12 月不過	9	
\vdash			1
	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
9	6月以上9月未満	11	1
[9月以上12月未満	12	1
1 [12 月以上	13	1
	3月未満	13	1
1 }	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満		
10		15	1
10	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1

	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12 月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12 月以上	25	5
	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
13	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12 月以上	29	9
	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
14	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12 月以上	33	13
	3月未満	33	13
15	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12 月以上	37	14

附 則(平成19年3月6日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年8月1日)

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成19年12月7日)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第15条第3項及び第1 6条第3項の改正規定並びに改正後の別表第1及び別表第2は、平成19年4月1日か ら適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、 新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける 号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又 は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の 日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められ る限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (給与の内払)

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。 (補則)
- 5 附則各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成20年3月31日) この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月29日) この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日) (施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。 (平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人統計センター職員給与規程第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第35条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びに職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(独立行政法人統計センター職員給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
-----	------	----

	1級	1号俸から56号俸まで
事務職俸給表	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
壮	1級	1号俸から68号俸まで
技能職俸給表	2級	1号俸から32号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則(平成21年12月28日) この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年1月26日) この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月20日)

この規程は、平成22年4月22日から施行し、改正後の独立行政法人統計センター職員給与規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成22年11月30日) (施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。 (平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人 統計センター職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)第27条第2項(同 条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで (第35条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第33条第1項 から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第6項の規定にかかわらず、こ れらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額 を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当 は、支給しない。
 - 一 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びに職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(改正後の給与規程附則第6項の規定の適用を受けず、かつ、附則(平成18年3月20日)第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手

当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(改正後の給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
	1級	1 号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
事務職俸給表	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7級	1 号俸から 4 号俸まで
	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1 号俸から72号俸まで
技能職俸給表	3級	1号俸から64号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から20号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第6項の 適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」 とあるのは、「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1 日後」とあるのは「同日後」とする。

(補則)

4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成23年3月31日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 第2条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日 において独立行政法人統計センター職員給与規程第7条第3項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。) その他当該職員との権衝上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 2 独立行政法人統計センター育児休業等規程(以下「育児休業等規程」という。)第11 条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とす

- る」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立 行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規 定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を 乗じて得た額とする」とする。
- 3 前項の規定は、育児休業等規程第15条の規定による勤務をしている職員について準 用する。
- 4 育児休業等規程第16条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則(平成23年10月13日) この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 第2条 平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、給与規程第27条第2項(同条第3項又は給与規程第40条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(給与規程第35条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成23年4月1日(同月2日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。) までの間に職員以外の者、職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び 号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの (給与規程附則(平成18年3月20日)第8項から第10項までの規定の適用を 受けない職員に限る。)又は第2号任期付研究員俸給表の適用を受ける職員からこ れらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)とな った者(同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が 定めるものを除く。) にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2 以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において減額改定対象職員が 受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(給 与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。)の月額(給与規程附 則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定に より減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗 じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施 行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期 間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある 職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月

数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
事務職俸給表	4級	1号俸から44号俸まで
争伤啾伴和衣	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
	1級	1号俸から121号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
技能職俸給表	3級	1号俸から76号俸まで
	4級	1号俸から48号俸まで
	5級	1 号俸から32号俸まで

- 二 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額(補則)
- 第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成24年3月28日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 (給与規程の特例)

第2条 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、独立行政法人統計センター職員給与規程(統計センター規程第16号。以下「給与規程」という。)第6条第2項各号及び第38条に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(給与規程附則(平成18年3月20日改正)第8項から第10項の規定による俸給を含み、当該職員が給与規程第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額(給与規程附則(平成18年3月20日改正)第8項から第10項の規定による俸給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
事務職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
技能職俸給表	3級以下	100分の4.77

	4級以上	100分の7.77
第2号任期付	全ての号俸	100分の7.77
研究員俸給表		

- 2 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給。 に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減 ずる。
 - 一 職責手当 当該職員の職責手当(区分が I 種からⅢ種の者に限る。)の月額に100 分の10を乗じて得た額
 - 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の職責手当(区分が I 種からⅢ種の者に限る。)に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 五 給与規程第33条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給さる給与 当 該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに 定める額
 - イ 給与規程第33条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 給与規程第33条第2項又は第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に 100分の80を乗じて得た額
 - ハ 給与規程第33条第4項 前項及び第2号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 給与規程第33条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 給与規程第33条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額 (同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、 同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)
- 3 特例期間においては、給与規程第21条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第25条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 職責手当の区分が I 種、Ⅱ 種又はⅢ種の職員 給与規程第25条の規定により算出した給与額から俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに職責手当の月額にこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額
 - 二 前号以外の職員 給与規程第25条の規定により算出した給与額から俸給月額及び これに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除し て得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額
- 4 特例期間においては、給与規程附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号から第5号まで及び第3項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規程附則第6項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から給与規程附則第6項第2号に定める額に相当する額

を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第6項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第6項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項をび第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、同号ホ中「第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第3号」と、第3項第1号中「地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に」とあるのは「地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額から給与規程附則第8項第1号の規定により給与額から減ずることとされた額に相当する額を減じた額に」と、同項第2号中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第8項第2号の規定により給与額から減ずることとされた額に相当する額を減じた額に」とする。

(育児休業中の給与に関する特例)

第3条 特例期間においては、給与規程第35条第5項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「給与規程附則(平成24年3月28日)(以下「改正後の附則」という。)第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(介護休暇中の給与に関する特例)

第4条 特例期間においては、給与規程第36条第1項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「改正後の附則第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(永年勤続リフレッシュ休暇中の給与に関する特例)

第5条 特例期間においては、給与規程第6条の2第1項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「改正後の附則第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(理事長が特に必要と認める場合の特別休暇の給与に関する特例)

第6条 特例期間においては、給与規程第6条の3第1項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「改正後の附則第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(任期付研究員業績手当に関する特例)

第7条 特例期間においては、給与規程第39条第1項の規定の適用については、同項中 「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た 額に相当する額を減じた額」とする。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第8条 平成24年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員(その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び第2号任期付研究員俸給表の適用を受ける職員(以下この条において「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第7条第3項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この条において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることと

なる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

- 2 平成25年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 3 平成26年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 4 独立行政法人統計センター育児休業等規程(以下「育児休業等規程」という。)第1 1条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 前項の規定は、育児休業等規程第15条の規定による勤務をしている職員について準 用する。
- 6 育児休業等規程第16条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第1項から 第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とする ものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職 員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその 者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」と する。

(端数計算)

- 第9条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (補則)
- 第10条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成25年11月27日) この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年2月19日) この規程は、平成26年2月21日から施行する。

附 則(平成26年3月28日) この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成26年11月28日)

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定及び改定後の別表第1から別表第3までは、平成26年4月1日から適用する。 (適用日前の異動者の号俸の調整)
- 第2条 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(給与の内払)
- 第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に 基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。 (平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)
- 第4条 平成27年3月31日までの間における給与規程第7条第4項(給与規程第35条の2及び第35条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成27年3月27日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 第3条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける 俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(理事長が定め る職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相 当する額(独立行政法人統計センター職員給与規程(統計センター規程第16号。以下 「給与規程」という。)第6条第2項第1号に規定する事務職俸給表の適用を受ける職員 (再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者及び専門スタッフ職俸 給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)(以下この項において「特定職員」とい う。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が5 5歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定 職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支 給する。
- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)

について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる ときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支 給する。

- 3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 第4条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与規程第14条の2第2項、第27条第5項(第30条第4項及び第35条の2において準用する場合を含む。以下この項について同じ。)並びに附則第6項第2号から第5号の規定の適用については、給与規程第14条の2第2項及び第27条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と給与規程附則(平成27年3月27日)第3条の規定による俸給の額との合計額」と、給与規程附則第6項第2号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この条において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」という。)」と、同項第3号、第4号、第5号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」とする。
- 2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与規程附則(平成22年11月30日)第5項の規定の適用については、同項中「、第2号」とあるのは「から第3号まで」と、「「減じた」」とあるのは「「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当額」という。)」と、「を減じた」」と、「同項第4号」とあるのは「同項第3号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当額」と、同第3号」と、「専門スタッフ職調整手当の月額を」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額を」とする。
- 3 前条の規定による俸給を支給される第2号任期付研究員に関する給与規程第39条第 1項及び第2項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と 給与規程附則(平成27年3月27日)第3条の規定による俸給の額との合計額」とす る。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成28年2月3日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改定後の別表第1から 第3及び附則第2条は、平成27年4月1日から、附則第3条及び附則第4条は、平成 27年12月1日から適用する。

(地域手当に関する特例)

第2条 平成28年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、 同項中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」とする。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第3条 平成27年12月における第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」、「100分の100」とあるのは「100分の37.5」とあるのは「10

- 0分の40」、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。 (平成27年12月に支給する期末手当に関する特例)
- 第4条 平成27年12月における第40条第2項の適用については、同条第2項中「100分の157.5」とあるのは「100分の160」とする。 (給与の内払)
- 第5条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に 基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。 (補則)
- 第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成28年12月7日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改定後の別表第1から 第3は、平成28年4月1日から、本附則第2条及び第3条は、平成28年12月1日 から、独立行政法人統計センター職員給与規程(統計センター規程第16号。以下「給 与規程」という。)第36条は、平成29年1月1日から適用する。

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第2条 平成28年12月における給与規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、附則第9項の適用については、同項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.350」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.650」と、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。

(平成28年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 第3条 平成28年12月における給与規程第40条第2項の適用については、同条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の167.5」とする。 (給与の内払)
- 第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に 基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。 (扶養手当の月額等の特例措置)
- 第5条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における給与規程第15 条及び第16条の適用については、以下のとおり取り扱うものとする。

給与規程第15条第1項ただし書き及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、給与規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、給与規程第15条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの(以下「事務職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については

1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人について は10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下 「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者 及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」 と、給与規程第16条第1項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親 族たる子に限る。)がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外 の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「そ の旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含 む。) 」と、給与規程第16条第1項第1号中「場合(事務職9級以上職員等に扶養親 族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるの は「場合」と、給与規程第16条第1項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者が ある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、 満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに 至った場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに 至った者がある場合を除く。)」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者 がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族 が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠 くに至った場合を除く。) 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が 配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。) 四 扶養親族たる子 又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する 場合を除く。)」と、給与規程第16条第2項中「扶養親族(事務職9級以上職員等に あっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務 職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配 偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に 係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とある のは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前 項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等 以外の職員から事務職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同 項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の 規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等となった日」 とあるのは「死亡した日」と、給与規程第16条第3項中「次の各号のいずれか」とあ るのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は 扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた 場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1 号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族た る子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族た る配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の 改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって 配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族た る配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶 養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で 第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合におけ る当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員の

うち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

(補則)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成29年3月30日) この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月27日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第30条及び第40条 並びに別表第1から第4は、平成29年4月1日から適用する。 (給与の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に 基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。 (補則)

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成30年3月28日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 第2条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日 において給与規程第7条第3項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 2 育児休業等規程第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該 号俸に応じた額に、勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 前項の規定は、育児休業等規程第15条の規定による勤務をしている職員について準 用する。
- 4 育児休業等規程第16条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第1項の規 定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月 額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関 する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に

規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 (扶養手当の月額等の特例措置)

- 第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における給与規程第15 条第1項ただし書き及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、給与 規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶 者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する 扶養親族」と、「(事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及 び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの(以下「事 務職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、 同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親 族たる子に限る。)がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の 職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1号中「場合(事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備す るに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級以 上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とある のは「場合」、同条第2項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族た る子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務 職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合に おいてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその 職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項 の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るも のがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上 職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るもの がある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがな いときはその職員が事務職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、 同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第 1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(事務職9級以上 職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。
- 2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における給与規程第15条第1 項ただし書き及び第16条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、給与規程第15 条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」 とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以 下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」 と、「事務職8級職員等」とあるのは「事務職8級以上職員等」と、「前項第2号」とあ るのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、 扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等 以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、 同項第1号中「場合(事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を 具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職 9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」 とあるのは「場合」、同条第2項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養 親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等か ら事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある 場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないとき

はその職員が事務職 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職 9 級以上職員等以外の職員から事務職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族(事務職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「事務職 8 級職員等が事務職 8 級職員等及び事務職 9 級以上職員等」とあるのは「事務職 8 級以上職員等」とする。 (補則)

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成30年12月26日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、別表第1から第4は、 平成30年4月1日から、本附則第2条及び第3条は、平成30年12月1日から適用 する。

(平成30年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 平成30年12月における同規程第27条第2項の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、同条第3項の適用については、同項中「100分の72.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の70」と、同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の170」とする。

(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第3条 平成30年12月における同規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

(給与の内払)

- 第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に 基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。 (補則)
- 第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(令和元年12月18日) (施行期日) 第1条 この規程は、令和2年1月1日から施行する。ただし、同規程第18条 及び本附則第5条は令和2年4月1日から、別表第1、第2及び第4は、平成 31年4月1日から、本附則第2条及び第3条は、令和元年12月1日から適 用する。

(令和元年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和元年12月における同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第3条 令和元年12月における同規程第30条第2項第1号の適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程 の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内 払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 第5条 令和2年4月1日の前日において改正前の同規程第18条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(理事長が定める職員を除く。)に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の同規程第18条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - 一 改正後の同規程第18条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職 員
 - 二 旧手当額から改正後の同規程第18条第2項の規定により算出される住居 手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(補則)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(令和2年12月7日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年1月1日から施行する。ただし、附則第2条は、 令和2年12月1日から適用する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和2年12月における同規程第27条第2項(同条第3項又は給与規程 第40条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の適用については、 同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「10 0分の107. 5」とあるのは「100分の105」と、同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の167. 5」とあるのは「100分の165」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程 の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内 払とみなす。

(補則)

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(令和3年6月25日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程 の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内 払とみなす。

(補則)

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、 別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(令和4年1月20日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年3月1日から施行する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程 の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内 払とみなす。

(補則)

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、 別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(令和4年5月23日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年5月23日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第27条第 2項(同条第3項又は第40条第2項の規定により読み替えて適用する場合を 含む。)及び第4項から第6項まで(第35条の2の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第 7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下 「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同 月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定め る割合
 - イ ロ及びハに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - ロ 特定管理職員 107.5分の15
 - ハ 第2号任期付研究員 167.5分の10
- 二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合 イ ロに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
 - ロ 特定管理職員 62.5分の10

(端数計算)

第3条 基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる ものとする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程 の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内 払とみなす。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(令和4年11月22日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、別表第1、第 2及び第5は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第2条 令和4年12月における同規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の100」と、同項第05」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

(令和4年12月に支給する期末手当に関する特例)

第3条 令和4年12月における同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程 の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内 払とみなす。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ず

る。

附 則(令和5年3月31日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(特定日以後の俸給月額に関する経過措置)

- 第2条 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳(次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢)に達した日後における最初の4月1日(附則第3項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、給与規程第6条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)第1条の 規定による改正前の国家公務員法(次号及び次項第2号において「令和5年 旧国家公務員法」という。)第81条の2第2項第2号に掲げる職員に相当 する職員として理事長が定める職員 63歳
 - (2) 令和5年旧国家公務員法第81条の2第2項第3号に掲げる職員に相当する職員のうち、理事長が定める職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で理事長が定める年齢
- 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 令和5年旧国家公務員法第81条の2第2項第1号に掲げる職員に相当する職員として理事長が定める職員及び同項第3号に掲げる職員に相当する職員のうち理事長が定める職員
- (3) 国家公務員法第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の 2第1項に規定する異動期間(同法第81条の5第1項又は第2項の規定に より延長された期間を含む。) を延長された同法第81条の2第1項に規定 する管理監督職を占める職員
- (4) 国家公務員法第81条の6第2項ただし書に規定する職員
- (5) 国家公務員法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第81条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 3 国家公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であって、当該他の官職への降任等をされた日(以下この項及び附則第5項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第1項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(理事長が定める職員

を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第1項の規定により当該職員の 受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額 を俸給として支給する。

- 4 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額 との合計額が給与規程第6条第4項の規定により当該職員の属する職務の級 における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用につ いては、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第6条第4 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と 当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 5 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(附則第1項の規定の 適用を受ける職員に限り、附則第3項に規定する職員を除く。)であって、同 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職 員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところ により、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 6 附則第3項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第1項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 附則第3項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する給与規程第14条の2第2項及び第27条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第3項、第5項又は第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 8 附則第1項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法第75条第2項及び第89条第1項の規定の適用については、同法第75条第2項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは独立行政法人統計センター職員給与規程附則第2条第1項」と、同法第89条第1項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び独立行政法人統計センター職員給与規程附則第2条第1項の規定による降給」とする。
- 9 附則第1項から前項までに定めるもののほか、附則第1項の規定による俸給 月額、附則第3項の規定による俸給その他附則第1項から前項までの規定の施 行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(暫定再任用職員の給与)

- 第3条 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この条項及び次項において同じ。)の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第6条第2項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 育児休業等規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるの

は、「に、勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められた当該 暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を 乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が 定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第 6条第2項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基 準俸給月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の 属する職務の級に応じた額に、勤務時間等規程第5条第2項の規定により定め られた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤 務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改 正後の給与規程第19条第2項及び第22条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与 規程第27条第3項の規定を適用する。
- 6 改正後の給与規程第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 給与規程第7条、第15条、第16条、第17条第3項及び第4項並びに第 18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (給与の内払)
- 第4条 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。 (補則)
- 第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(令和5年12月18日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年1月1日から施行する。ただし、別表第1から第 5までは、令和5年4月1日から、附則第2条及び第3条は、令和5年12月 1日から適用する。

(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和5年12月における同規程第27条第2項の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同条第3項の適用については、同項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」と、同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の175」する。

(令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 第3条 令和5年12月における同規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。(給与の内払)
- 第4条 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。 (補則)
- 第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(令和6年3月21日) この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 事務職俸給表(第6条第2項関係)

職員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
の区分	号 俸	俸給月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600		537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700		540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700		320,400		376,900	423,600	460,700	l	
	30	203,800	249,700		322,400		378,700	424,900	461,400		
	31	205,200	250,600	283,300	324,400			426,200	462,200		
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600		383,800	428,600	463,600	l	
	34	209,300	253,300		329,600			429,900	464,400	1	
	35	210,600	254,100		331,500		386,600	431,200	465,100		
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700		
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900		433,600	466,200	l	
	38	214,400	256,700		337,300		390,600	434,400	466,800	l	
	39	215,600	257,900		339,200		391,800	435,200	467,400	l	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

日 1				•								
43			1 1					1	1		528,900	
44 220,990 283,600 302,800 348,400 370,000 387,300 488,700 469,700 465 221,800 264,700 304,400 351,300 371,700 388,000 440,300 440,300 447 223,600 266,900 307,600 353,300 371,700 389,400 440,700 441,4			1	1	ı				1	· I		
45 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,000 439,500 470,000 48 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,700 440,300 440,700 447 223,500 265,000 370,000 352,700 372,400 399,400 440,700 440,700 440,700 50 225,500 269,900 311,500 355,500 373,400 400,100 441,900 50 225,500 269,900 311,500 355,500 375,800 401,300 442,700 51 227,200 270,900 313,000 357,500 375,800 401,800 442,700 552 228,100 271,800 314,800 358,500 375,800 300,200 443,900 552 228,900 271,800 314,800 358,500 377,900 402,900 443,900 555 233,700 274,500 319,300 361,400 377,900 402,900 443,900 555 233,700 274,500 319,300 361,400 377,900 402,900 444,000 445,900 555 231,500 275,000 320,800 362,500 377,900 402,900 444,000 445,900 555 231,500 275,600 320,800 362,500 377,900 402,900 444,000 445,900 555 231,500 275,600 320,800 362,500 377,900 402,900 444,000 445,900 555 231,500 275,600 320,800 362,400 377,900 402,900 444,000 445,900 555 231,500 275,600 320,800 362,400 377,900 402,900 444,000 445,900 556 231,500 277,900 322,400 365,000 377,900 402,900 444,000 445,900 556 231,500 277,900 322,400 365,000 380,400 400,100 445,300 444,000 556 231,500 277,900 322,400 365,000 380,400 400,100 445,300 444,000 556 233,300 278,100 324,500 365,000 380,400 400,100 445,300 446,200 666 277,200 284,600 326,500 385,500 381,700 400,400 445,000 566 223,800 281,800 327,200 365,000 386,000 400,400 445,000 566 223,800 282,800 323,800 367,000 384,400 400,100 445,000 568 238,400 283,600 327,000 386,000 386,000 400,500 572 244,000 280,000 327,000 386,000 386,000 400,500 572 244,000 289,000 331,000 372,000 386,000 400,500 572 400,500 288,000 331,000 368,000 400,500 572 400,500 288,000 331,000 370,000 386,000 400,500 572 400,000 288,000 331,000 370,000 386,000 400,500 572 400,000 288,000 331,000 370,000 386,000 400,500 572 400,000 288,000 331,000 370,000 386,000 400,500 572 400,000 288,000 331,000 370,000 386,000 400,500 572 400,000 288,000 331,000 370,000 386,000 400,500 572 400,000 289,000 331,000 370,000 388,000 400,500 570,000 570,000 570,000 570,000 570,000 570,000 570,		43	219,900	262,500			368,900	1				
466 222,700 265,800 366,800 351,700 371,700 339,400 440,700 447 223,800 266,800 352,700 372,800 339,400 440,700 441,400 449,700		44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
466 222,700 265,800 366,800 351,700 371,700 339,400 440,700 447 223,800 266,800 352,700 372,800 339,400 440,700 441,400 449,700		45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
47			1		ı			1	1	,		
48 224,500 267,900 309,100 354,200 373,400 400,100 441,400 441,400 50 226,200 269,900 310,000 356,700 376,500 401,300 442,300 442,300 51 227,200 270,900 311,500 357,500 375,500 401,300 442,300 442,300 52 228,100 271,800 314,600 356,500 376,500 402,200 443,100 53 228,900 273,600 316,200 359,500 376,500 402,200 443,100 55 220,700 274,500 319,300 361,400 377,200 402,600 443,500 444,500 56 231,500 273,600 317,800 380,500 379,900 402,900 444,500 444,500 56 231,500 273,600 312,800 364,400 379,900 403,500 444,500 444,500 58 222,600 277,200 322,400 364,400 379,900 403,500 444,500 444,500 58 222,600 277,200 322,400 364,400 380,400 404,100 445,500 444,900 445,600 445,600 446,600 44			1	1				1	1			
49 225,400 268,900 310,000 355,700 374,200 400,700 441,900 442,000 50 226,800 289,900 311,500 355,500 375,800 401,800 442,700 442,700 51 227,200 270,900 313,000 355,500 375,800 401,800 442,700 442,700 52 228,100 271,800 314,600 335,500 375,800 402,200 443,000 443,000 54 229,800 273,600 317,800 356,500 377,900 402,600 443,900 55 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,200 444,300 56 231,500 277,400 320,800 362,400 379,800 403,200 444,800 58 222,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,100 445,000 444,500 58 223,600 277,200 324,500 366,300 380,400 404,100 445,000 445,000 446,000 323,900 279,000 324,500 366,300 381,700 404,700 445,900 446,000 466,200			1					1	1			
50 226,300 289,900 311,500 356,500 375,000 401,300 442,300 51 227,200 270,900 313,000 375,500 375,500 401,800 442,700 442,700 52 228,100 272,800 316,600 385,500 402,500 443,500 443,500 54 229,800 273,600 317,800 380,500 377,000 402,600 443,900 55 230,700 273,600 319,300 361,400 377,200 402,600 444,300 444,300 56 231,500 275,400 320,980 362,400 379,900 403,500 444,400 444,500 58 223,600 277,200 323,400 364,600 389,400 379,800 403,500 444,900 444,400 445,500 58 223,600 277,200 323,400 364,600 389,400 404,100 445,500 444,500 59 233,900 279,900 324,500 363,300 381,700 404,700 445,500 446,500												
51			1	<i>'</i>				1	1			
52			1					1	1			
53		1	1	1	ı			1				
54 229,800 273,600 317,800 360,500 377,900 402,900 443,900 55 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,200 444,300 444,600 56 231,500 276,300 322,200 363,300 379,800 403,800 444,600 445,300 58 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,100 445,600 59 233,300 278,100 324,500 365,700 381,000 404,400 445,600 444,900 445,600 280,000 326,300 365,700 382,800 405,300 404,400 445,600 446,200		52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
55		53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
56		54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
57		55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
58		56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
58		57	231.800	276.300	322,200	363.300	379.800	403.800	444.900			
定年 60 233,300 278,100 324,500 364,700 381,000 404,400 445,600 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1					1	· I			
定年 60			1	1					1			
前再 任用	少石	CO	1	1	ı				1			
任用 61 234,500 325,000 326,300 365,700 382,100 405,300 目前 405,600		- -										
開勤 63 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,600 長以 5,600 長以 5,600 236,800 282,800 328,800 367,700 384,000 405,900 405,900 405,900 405,900 405,900 406,500 65 236,800 284,000 330,000 368,700 385,000 406,500 406,500 66 237,300 284,000 330,600 369,400 385,600 406,800 407,100 68 238,400 285,600 331,300 370,000 386,200 407,100 70 239,400 287,400 332,800 370,900 387,600 407,300 70 239,400 288,200 333,300 371,600 387,600 407,600 71 239,900 288,200 333,500 371,600 387,600 407,900 72 240,400 289,000 334,100 372,200 388,200 408,100 75 241,800 290,200 335,500 373,800 389,300 408,900 76 242,300 291,000 336,300 374,400 389,700 409,100 77 242,800 291,000 336,300 374,400 389,700 409,100 77 243,800 291,500 337,500 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,000 337,500 375,900 390,600 409,900 82 245,200 292,000 337,500 375,900 390,600 409,900 82 245,200 292,000 337,500 375,900 390,600 409,900 82 245,200 292,000 337,500 375,900 390,600 409,900 82 245,200 292,000 337,500 375,900 390,600 409,900 82 245,200 292,000 337,500 375,900 390,600 409,900 82 245,200 292,000 337,500 375,900 390,600 409,900 82 245,200 292,000 337,500 375,900 390,600 409,900 82 245,200 292,000 338,800 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,000 338,800 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,000 339,300 376,900 391,000 410,000 82 245,200 292,000 339,300 376,900 391,000 410,000 82 245,200 292,000 339,300 376,000 391,000 410,000 82 245,200 292,000 339,300 376,000 391,000 410,000 83 245,600 292,200 339,300 378,000 391,000 410,000 84 246,000 292,200 339,300 378,000 391,000 410,000 86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 411,100 86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 411,100 86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 411,100	任用	∄ 61	1					1	446,200			
移職 自以 64 236,300 282,800 328,800 367,700 384,000 405,900 分かの 職員 65 236,800 283,300 3329,600 386,700 385,000 406,500 66 237,300 284,000 330,000 386,700 385,000 406,500 67 237,800 284,000 330,000 369,400 385,600 406,800 68 238,400 285,600 331,300 370,000 386,200 407,100 69 238,900 286,600 332,100 370,300 386,600 407,300 70 239,400 287,400 332,800 370,900 387,100 407,600 71 239,900 288,200 333,500 371,600 387,600 407,900 72 240,400 289,000 334,100 372,200 388,200 408,100 73 240,900 289,700 335,200 373,100 388,900 408,000 75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,900 76 242,300 291,000 336,300 374,400 389,300 408,900 78 242,300 291,000 336,300 374,400 389,300 409,900 79 243,800 291,700 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 375,900 390,000 409,900 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,800 376,900 390,800 410,100 82 245,200 292,400 338,800 378,800 390,800 410,100 82 245,200 292,400 338,800 376,900 391,000 410,900 84 246,000 292,900 337,900 378,800 391,000 410,100 85 246,600 292,700 339,300 378,300 391,800 411,100 85 246,600 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100 86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 879,200 293,800 341,000 379,200 392,300 411,300 86 246,800 293,800 340,000 379,200 392,300 411,300 86 246,800 293,800 341,000 379,600 392,600		; I	1					1				
分の職員 65		#										
職員		시	230,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
66			236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
68 238,400 285,600 331,300 370,000 386,200 407,100 69 238,900 286,600 332,100 370,300 386,600 407,300 70 239,400 287,400 332,800 370,900 387,100 407,600 71 239,900 288,200 333,500 371,600 387,600 407,900 72 240,400 289,700 334,100 372,200 388,500 408,300 74 241,400 290,200 335,700 373,100 388,900 408,600 75 241,800 290,600 336,300 374,400 389,700 409,100 76 242,300 291,000 336,300 374,800 390,000 409,300 78 243,800 291,500 337,500 375,900 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 376,900 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,400 338,800 377	1942	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
69 238,900 286,600 332,100 370,300 386,600 407,300 70 239,400 287,400 332,800 370,900 387,100 407,600 71 239,900 288,200 333,500 371,600 387,600 407,900 72 240,400 289,000 334,100 372,200 388,200 408,100 73 240,900 289,700 334,600 372,500 388,500 408,300 74 241,800 290,200 335,700 373,800 389,300 408,600 75 241,800 290,600 336,300 374,400 389,700 409,100 76 242,300 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,800 291,200 337,500 375,300 390,000 409,600 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,200 338,300 376,900 391,000 410,100 81 244,700 292,200 338,800 377			1	1	ı							
70 239,400 287,400 332,800 370,900 387,100 407,600 71 239,900 288,200 333,500 371,600 387,600 407,900 72 240,400 289,000 334,100 372,200 388,200 408,100 73 240,900 289,700 334,600 372,500 388,500 408,300 74 241,400 290,200 335,700 373,800 389,300 408,900 75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,700 409,900 76 242,300 291,000 336,600 374,800 390,000 409,900 78 243,300 291,500 337,500 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 376,900 390,600 409,900 80 244,700 292,200 338,300 376,900 391,300 410,100 81 244,700 292,200 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,900 339,800 378		68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
71 239,900 288,200 333,500 371,600 387,600 407,900 72 240,400 289,000 334,100 372,200 388,200 408,100 73 240,900 289,700 334,600 372,500 388,500 408,300 74 241,400 290,200 335,200 373,100 388,900 408,600 75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,900 76 242,300 291,000 336,300 374,800 389,700 409,100 77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,300 291,500 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378		69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
72 240,400 289,000 334,100 372,200 388,200 408,100 73 240,900 289,700 334,600 372,500 388,500 408,300 74 241,400 290,200 335,200 373,100 388,900 408,600 75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,900 76 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,200 338,300 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,800 410,900 84 246,400 293,200 340,100 378,700 392,000 411,100 85 246,400 293,500 340,500 379		70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
73 240,900 289,700 334,600 372,500 388,500 408,300 74 241,400 290,200 335,200 373,100 388,900 408,600 75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,900 76 242,300 291,200 336,300 374,400 389,700 409,100 77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,800 291,700 337,500 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 293,200 340,100 378,700 392,000 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379		71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
74 241,400 290,200 335,200 373,100 388,900 408,600 75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,900 76 242,300 291,000 336,300 374,400 389,700 409,100 77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100 85 246,400 293,200 340,500 379,200 392,300 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379		72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
74 241,400 290,200 335,200 373,100 388,900 408,600 75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,900 76 242,300 291,000 336,300 374,400 389,700 409,100 77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100 85 246,400 293,200 340,500 379,200 392,300 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379		72	240,000	280 700	334 600	372 500	388 500	408 300				
75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,900 76 242,300 291,000 336,300 374,400 389,700 409,100 77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100 85 246,400 293,200 340,500 379,200 392,300 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379,600 392,600 411,300 87 247,200 293,800 341,000 379		1	1					1				
76 242,300 291,000 336,300 374,400 389,700 409,100 77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,300 410,600 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,700 392,000 411,300 85 246,400 293,200 340,500 379,200 392,300 87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600		1	1					1				
77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,700 392,000 411,100 85 246,400 293,200 340,500 379,200 392,300 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379,600 392,600 411,300 87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600 411,300		1	1					1				
78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100 85 246,400 293,200 340,100 378,700 392,000 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600												
79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100 85 246,400 293,200 340,100 378,700 392,000 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600		1	1					1				
80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100 85 246,400 293,200 340,100 378,700 392,000 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600			1					1				
81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100 85 246,400 293,200 340,100 378,700 392,000 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600		1	1					1				
82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100 85 246,400 293,200 340,100 378,700 392,000 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600		80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100 85 246,400 293,200 340,100 378,700 392,000 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600		81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100 85 246,400 293,200 340,100 378,700 392,000 411,300 86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600		82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
85			1					410,900				
86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600		84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
86 246,800 293,500 340,500 379,200 392,300 87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600		85	246,400	293,200	340.100	378,700	392,000	411.300				
87 247,200 293,800 341,000 379,600 392,600			1					,				
		1	1									
			1									
		I	1 1						I	I	l	

1 1	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				I	ı ı
	90	248,500	294,800	342,100							
	91	248,800	295,100	342,600							
	92	249,100	295,500	343,000	381,700						
	93	249,400	295,700	343,200		394,000					
	94		295,900	343,600							
	95		296,200	344,100							
	96		296,600	344,500							
	97		296,800	344,700							
	98		297,100	345,100							
	99		297,500	345,500							
	100		297,900	345,800							
	101		298,100	346,100							
	102		298,400	346,500							
	103		298,800	346,900							
	104		299,100	347,300							
	105		299,300	347,800							
	106		299,600	348,200							
	107		300,000	348,600							
	108		300,300	349,000							
	109		300,500	349,500							
	110		300,900	349,900							
	111		301,300	350,200							
	112		301,600	350,500							
	113		301,800	351,000							
	114		302,000								
	115		302,300								
	116		302,700								
	117		302,900								
	118		303,100								
	119		303,400								
	120		303,700								
	121		304,100								
	122		304,300								
	123		304,600								
	124		304,900								
	125		305,200								
定年		基準	基準	基 準	基準						
前再 任用		俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額	俸給月額	俸給月額			俸給月額
短時		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
間勤 務職		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800
員		100,100	210,200	200,200	2.0,000	200,100	010,200	550,000	551,200	112,100	022,000

備考(1) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
 (2) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

別表第2 技能職俸給表(第6条第2項関係)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分と	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200

	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
年	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
f再 E用	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
豆時	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
引勤 务職	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
製以外の	70	221,100	255,100	284,300	312,300	
外の	71	221,400	255,500	285,100	312,800	
職員	72	221,700	255,800	285,800	313,300	
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	
	76	223,000	257,100	288,700	315,000	
	77	223,200	257,400	289,200	315,200	
	78	223,700	257,800	289,700	315,500	
	79	224,000	258,200	290,100	315,800	
	80	224,300	258,600	290,500	316,100	
	81	224,600	258,900	290,900	316,400	
	82	224,900	259,200	291,300	316,700	
	83	225,200	259,500	291,800	317,000	
	84	225,500	259,700	292,300	317,300	
	85	225,800	259,900	292,600	317,500	
	86	226,100	260,100	293,100	317,900	
	87	226,400	260,400	293,700	318,200	
	88	226,700	260,700	294,200	318,400	

989							
91		89	227,000	260,900	294,500	318,600	1
92		90	227,400	261,100	295,000	318,900	
93		91	227,700	261,400	295,500	319,200	
94 228,500 282,200 297,200 320,000 96 229,100 262,500 297,200 320,500 97 229,500 262,900 298,000 320,500 98 229,500 263,200 298,400 321,000 321,300 100 230,100 263,700 299,400 321,300 321,500 101 230,100 264,000 299,800 321,300 321,500 102 216,660 264,200 300,200 103 239,900 321,300 321,300 104 231,200 264,500 300,500 104 231,200 264,500 301,100 106 232,000 265,500 301,500 107 242,500 265,500 301,500 108 232,600 265,500 303,300 109 232,500 266,500 303,400 111 233,600 266,600 303,400 112 233,600 266,500 303,900 114 234,600 266,500 303,900 116 232,500 266,500 303,900 117 233,600 266,600 303,900 118 234,600 266,500 303,900 116 232,600 266,500 303,900 117 233,600 266,600 303,900 118 234,600 266,500 303,900 116 232,600 266,500 303,900 117 233,600 266,600 303,900 118 234,600 266,500 303,900 114 234,600 266,500 303,900 115 235,100 266,500 303,900 116 235,600 266,500 303,900 117 235,500 266,500 303,900 118 236,500 266,500 303,900 120 237,600 268,600 306,500 303,500 120 237,600 268,600 306,500 306,500 120 237,600 268,600 306,500 306,500 122 237,400 268,600 306,500 306,500 124 227,000 306,900 307,700 125 237,400 268,600 306,500 306,500 126 237,300 307,200 307,700 126 237,400 268,600 306,500 306,500 303,40		92	228,000	261,600	295,800	319,500	
95 228,800 262,700 297,200 320,300 96 229,100 262,700 297,700 320,500 97 229,300 263,200 298,400 321,000 321,000 98 229,600 263,200 298,400 321,000 321,300 100 230,100 298,400 321,300		93	228,200	261,900	296,200	319,700	
96		94	228,500	262,200	296,700	320,000	
97		95	228,800	262,500	297,200	320,300	
98		96	229,100	262,700	297,700	320,500	
98		97	229 300	262 900	298 000	320.700	
99						I	
100						I	
102						I	
102		101	230 400	264 000	299 800		
103						021,100	
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110		108	232,600	265,700	302,300		
111 233,600 266,600 303,400 112 233,900 266,800 303,700 113 234,100 267,000 303,900 114 234,600 267,300 304,200 115 235,100 267,500 304,500 116 235,600 267,700 304,700 117 235,900 268,000 304,900 118 236,300 268,300 305,200 120 237,000 268,600 305,500 120 237,000 268,900 305,700 121 237,400 269,100 305,900 122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,500 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 308,200 131 271,600 308,500 133 272,100 308,900 <t< td=""><th></th><td>109</td><td>232,800</td><td>266,000</td><td>302,600</td><td></td><td></td></t<>		109	232,800	266,000	302,600		
112 233,900 266,800 303,700 113 234,100 267,000 303,900 114 234,600 267,300 304,200 115 235,100 267,500 304,500 116 235,600 267,700 304,700 117 235,900 268,000 304,900 118 236,300 268,300 305,200 119 236,700 268,600 305,500 120 237,000 268,900 305,700 121 237,400 269,100 305,900 122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,500 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 27		110	233,200	266,300	303,000		
113 234,100 267,000 303,900 114 234,600 267,300 304,200 115 235,100 267,500 304,500 116 235,600 267,700 304,700 117 235,900 268,000 304,900 118 236,300 268,300 305,200 119 236,700 268,600 305,500 120 237,000 268,900 305,700 121 237,400 269,100 305,900 122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		111	233,600	266,600	303,400		
114 234,600 267,300 304,200 115 235,100 267,500 304,500 116 235,600 267,700 304,700 117 235,900 268,000 304,900 118 236,300 268,300 305,200 119 236,700 268,600 305,500 120 237,000 268,900 305,700 121 237,400 269,100 305,900 122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		112	233,900	266,800	303,700		
115 235,100 267,500 304,500 116 235,600 267,700 304,700 117 235,900 268,000 304,900 118 236,300 268,300 305,200 119 236,700 268,600 305,500 120 237,000 268,900 305,700 121 237,400 269,100 305,900 122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 308,900		113	234,100	267,000	303,900		
116 235,600 267,700 304,700 117 235,900 268,000 304,900 118 236,300 268,300 305,200 119 236,700 268,600 305,500 120 237,000 268,900 305,700 121 237,400 269,100 305,900 122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		114	234,600	267,300	304,200		
117 235,900 268,000 304,900 118 236,300 268,300 305,200 119 236,700 268,600 305,500 120 237,000 268,900 305,700 121 237,400 269,100 305,900 122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		115	235,100	267,500	304,500		
118 236,300 268,300 305,200 119 236,700 268,600 305,500 120 237,000 268,900 305,700 121 237,400 269,100 305,900 122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		116	235,600	267,700	304,700		
119 236,700 268,600 305,500 120 237,000 268,900 305,700 121 237,400 269,100 305,900 122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		117	235,900	268,000	304,900		
120 237,000 268,900 305,700 121 237,400 269,100 305,900 122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		118	236,300	268,300	305,200		
121 237,400 269,100 305,900 122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		119	236,700	268,600	305,500		
122 269,300 306,200 123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		120	237,000	268,900	305,700		
123 269,600 306,500 124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		121	237,400	269,100	305,900		
124 269,900 306,700 125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		122		269,300	306,200		
125 270,100 306,900 126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		123		269,600	306,500		
126 270,300 307,200 127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		124		269,900	306,700		
127 270,600 307,500 128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		125		270,100	306,900		
128 270,900 307,700 129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		126		270,300	307,200		
129 271,100 307,900 130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		127		270,600	307,500		
130 271,300 308,200 131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		128		270,900	307,700		
131 271,600 308,500 132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		129		271,100	307,900		
132 271,900 308,700 133 272,100 308,900 134 272,300 135 272,600		130		271,300	308,200		
133 134 135 272,100 272,300 272,600		131		271,600	308,500		
134 135 272,300 272,600		132		271,900	308,700		
134 135 272,300 272,600		133		272,100	308,900		
		134					
136 272,900		135					
		136		272,900			
	I	1 1	I	1	I	I	

	137		273,100			
定前任用短時		基 準 俸給月額				
任用 短時 問勤		円	円	円	円	円
間勤 務職 員		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、調査票管理の業務等に従事する職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第3 専門スタッフ職俸給表(第6条第2項関係)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
分と	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	332, 900	430, 900	482, 900	617, 500
	2	334, 900	435, 300	488, 500	654, 100
	3	336, 800	439, 300	494, 000	690, 700
	4	338, 600	443, 200	499, 400	
	5	340, 400	446, 900	504, 700	
	6	342, 300	450, 700	509, 900	
	7	344, 100	454, 000	515, 000	
	8	345, 900	457, 300	519, 700	
	9	347, 800	460, 600	523, 100	
	10	349, 600	463, 900	525, 900	
	11	351, 400	466, 800	528, 700	
	12	353, 300	469, 500	531, 200	
	13	355, 200	471, 900	533, 300	
	14	357, 000	474, 200	535, 300	
	15	358, 800	476, 100	537, 000	
	16	360, 600	477, 800	538, 800	
	17	362, 200	479, 100	540, 400	
	18	364, 000	480, 400	541, 800	
	19	365, 700	481, 300	542, 800	
	20	367, 400	482, 200	544, 000	
	21	369, 200	483, 000	544, 900	
	22	371, 100	483, 800		
	23	372, 900	484, 000		
	24	374, 700			
	25	376, 200			
	26	377, 900			
	27	379, 700			
	28	381, 400			
	29	382, 800			
	30	384, 400			
	31	386, 100			
	32	387, 600			
	33	389, 300			
	34	390, 600			
	35	391, 900			
定年	36	393, 200			
前再 任用	37	394, 500			
短時	38	395, 600			
間勤	39	396, 700			
務職員以	40	397, 600			
員以めの					

定前任短間務品年再用時勤職品	76 77	411, 100 411, 300		
	75	410, 900		
	74	410, 600		
	73	410, 300		
	72	410, 100		
	71	409, 900		
	70	409, 600		
	69	409, 300		
	68	408, 900		
	67	408, 900		
	66	408, 600		
	65	408, 300		
	64	408, 100		
	63	407, 800		
	62	407, 500		
	61	407, 200		
	60	407, 000		
	59	406, 700		
	58	406, 400		
	57	406, 100		
	56	405, 800		
	55 56	405, 500		
	54	405, 200		
	53	404, 900		
	52	404, 600		
	51	404, 300		
	50	404, 000		
	49	403, 700		
	48	403, 400		
	47	403, 100		
	46	402, 700		
	45	402, 300		
	44	401, 500		
	43	400, 600		
	42	399, 600		
職員	41	398, 600		

備考 この表は、高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、業務の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第4 審議役俸給表(第6条第2項関係)

別表第4	番議役俸給	表(第6条第2項関	徐)
号	俸	俸給月額	
			円
	1		537,600
	2		540,100
	3		542,500
	4		544,900
	5		546,700
	6		548,500
	7		550,400
	8		
			552,100
	9		553,500
	10		554,800
	11		555,900
	12		557,200
	13		558,200
	14		559,100
	15		560,000
	16		560,900
	17		561,800
	18		562,700
	19		563,600
			564,500
	20		
	21		565,400
	22		566,300
	23		567,200
	24		568,100
	25		569,000
	26		569,900
	27		570,800
	28		571,700
	29		572,600
	30		573,500
	31		574,400
	32		575,300
	33		576,200
	34		577,100
	35		578,000 578,000
	36		578,900
	37		579,800
	38		580,700
	39		581,600
	40		582,500
	41		583,400
	42		584,300
	43		585,200
	44		586,100
	45		587,000

507 000 l
587,900
588,800
589,700
590,600
591,500
592,400
593,300
594,200
595,100
596,000
596,900
·
597,800
598,700

備考 この表は、審議役の職務に従事する職員に適用する。

別表第5 第2号任期付研究員俸給表(第38条関係)

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000